

愛知県学校法人等の寄附行為認可等に関する審査基準の新旧対照表

新	旧
<p>(役員等)</p> <p>第3条 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p><u>2 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができる</u>と認められる者であること。</p> <p><u>3 理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。</u></p> <p><u>附 則</u> この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(役員等)</p> <p>第3条 <u>理事及び監事は、学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校法人等の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。</u></p> <p><u>2 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</u></p> <p><u>3 理事長は、学校法人等の管理運営について、十分な知識及び経験を有するものであること。</u></p> <p><u>4 理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。</u></p> <p><u>5 評議員（理事である評議員を除く。）については、学校法人等の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。</u></p>